

# 会員資格規程

## 第1章 目 的

第1条 本規程は、本会議所会員の資格及び入会希望者の取り扱いに関する事項を定めたものである。

## 第2章 入 会

第2条 正会員として入会を希望する者は、正会員2人の推薦を受け、所定の申込書を提出しなければならない。

第3条 前条の推薦者の資格は、次の各号の通りとする。

(1) 入会後の2ヶ年以上経過しているもので、前年度出席率60%以上のもの

(2) 被推薦者に対して義務履行の道義責任を負い得るもの

(3) 本会議所在籍可能期間が1ヶ年以上のもの

第4条 理事長は、入会資格審査を当該委員会に委託する。

第5条 当該委員会は、推薦者並びに入会希望者に面接するとともに、入会資格の適否を審査しその結果を理事会に答申する。

第6条 理事会は、答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。ただし、出席理事の3分の1以上の反対があるときは承認しない。

2 入会の諾否は、推薦者並びに入会申込者に書面で通知する。

第7条 入会を承認されたものは、入会金および会費の納入をもって正会員となる。

## 第3章 会 費 等

第8条 定款第14条に定める入会金並びに年会費は、次の通りとする。

入会金 正 会 員 金 30,000円

特別会員 金 30,000円 (終身会費)

年会費 正 会 員 金 120,000円

賛助会員 金 10,000円 (3口以上)

2 年度途中の入会者の年会費は月割り計算する。

第9条 年会費は、毎年1月31日までに納入しなければならない。

2 年会費は、1月31日、4月30日、6月30日までの3期に分納することができる。ただし、理事はこれを適用しない。

第10条 会員の入会金および年会費の額を変更する場合は、総会の承認を要する。

## 第4章 会員の失格

第11条 定款第18条に定める行為があったときは、当該委員会が実状を調査して理事会に報告する。

第12条 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、会計を担当する理事は催告を行い理事会に報告しなければならない。

第13条 例会および委員会への欠席が度重なる会員の所属委員長は、当該委員の権利の行使に対して催告を行い、道義として求められる年間の必要出席率が果たせなくなる以前に、理

事に報告しなければならない。

- 第14条 前条並びに第11条の報告を受けた理事会は、当該会員にその旨を通知し、理事会に対し本会議所会員としての意思を表明する機会を与えなければならない。
- 2 当該会員の過去の状況等を勘案し、会員としての義務の履行に著しく欠ける場合は、本会議所定款第18条の定めるところにより除名することができる。

## 第5章 休 会

- 第15条 正会員が病気または海外出張等により、長期間にわたる欠席を余儀なくされるときは休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て1ヶ年以内に限り休会することができる。ただし、休会中の会費は納入しなければならない。

## 第6章 特 別 会 員

- 第16条 定款第9条の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得て入会金を納入したのち、特別会員となることができる。
- 第17条 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権、選挙権及び被選挙権を有しない。

## 第7章 名 誉 会 員

- 第18条 本会議所の正会員及び特別会員ではなく、本会議所の設立発展に功労のあったものは、理事会の推薦により、名誉会員とすることができる。
- 第19条 名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権、選挙権及び被選挙権を有しない。

## 第8章 賛 助 会 員

- 第20条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人・法人または団体は、理事会の決定により賛助会員として入会することができる。
- 2 会員資格は、1ヶ年限りとする。
- 第21条 賛助会員を希望する者は、所定の入会申込書を理事会に提出する。
- 第22条 賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権、選挙権及び被選挙権を有しない。

## 細 則

- 第23条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

## 附 則

本規程は一般社団法人・一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下『整備法』という）第106条第1項に定める一般社団法人の登記の日から施行する。